○国土交通省告示第九百二十七号

平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号（賃貸住宅管理業者登録規程）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年八月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号（賃貸住宅管理業者登録規程）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　前号の事務所ごとに置かれる第七条に規定する者の氏名

第四条第三項各号列記以外の部分中「及び第八号」を「及び第九号」に改め、「できる」を「でき、前条第三項の登録の更新を受けようとする者であって、直前の事業年度終了後、第九条の規定による報告をした者は、第十号に掲げる書類の添付を省略することができる」に改め、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　事務所について第七条に規定する要件を備えていることを証する書面

第六条第一項第七号中「第二百八条の三」を「第二百八条の二」に改め、同項に次の一号を加える。

十二　事務所について第七条に規定する要件を欠く者

第十七条中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第八条」を「第九条」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十条」を「第十一条」に改め、「第八条」を「第九条」に改め、「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条に次の一項を加える。

3　第五条第二項の規定は、前項の規定による登録（第四条第一項第五号に掲げる事項に係る登録に限る。）について準用する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（実務経験者等の設置）

第七条　賃貸住宅管理業者は、事務所ごとに次のいずれかに該当する者を置かなければならない。

一　管理事務に関し六年以上の実務の経験を有する者

二　前号に掲げる者と同程度の実務の経験を有すると国土交通大臣が認定した者

別記様式第一号第一面中

フリガナ	
商号又は名称	

を

「

法人番号	
フリガナ	
商号又は名称	

」

に改める。

別記様式第一号第三面を次のように改める。

（第三面）

受付番号 ＊

申請時の登録番号（　）

項番

30 事務所の別 ＊ 1. 主たる事務所 2. 従たる事務所　事務所コード ＊

事務所の名称

◎事務所に関する事項

31 郵便番号

所在地

電話番号

従事する者の数

確認欄 ＊

◎使用人に関する事項

32 フリガナ

氏名

生年月日　年　月　日

確認欄 ＊

◎事務所ごとに置く第7条に規定する者に関する事項

33 フリガナ

氏名

生年月日　年　月　日

確認欄 ＊

33 フリガナ

氏名

生年月日　年　月　日

確認欄 ＊

33 フリガナ

氏名

生年月日　年　月　日

確認欄 ＊

33 フリガナ

氏名

生年月日　年　月　日

確認欄 ＊